

## ●交通費の支給に関する規則

### ■第一章 総則

(目的)

#### 第一条

この規則は、東京大学教養学部学友会学生理事会の理事及び総務に支給する交通費について定めることを目的とする。

(交通費)

#### 第二条

交通費とは、本会の業務の遂行のため交通機関を利用する際に支払う料金のことをいう。

### ■第二章 交通費の支給範囲

(交通費の支給)

#### 第三条

- ① 交通費の支給を受けようとする理事又は、原則として移動完了後、別に定める申請書に必要な資料を添えて学生理事会に請求しなければならない
- ② 交通費は、原則として自宅又は東京大学駒場キャンパスから東京大学駒場キャンパス又はその他の用務地までの最も合理的な経路及び方法により計算する。ただし、これにより難しい場合は、実際に利用した経路及び方法により計算する。
- ③ 学生理事会は、交通費の支給にかかる請求内容が合理的かどうかを判断し、支給の可否及び支給する金額を決めなければならない。
- ④ 六ヶ月前の月より前の月に行った業務にかかる交通費については、これを請求することができない。

(窓口業務に伴う交通費の支給範囲)

#### 第四条

- ① 窓口業務の遂行のために居住地と東京大学駒場キャンパスとの間を移動する場合、片道の乗車運賃が一〇〇〇円を超えない範囲で、乗車運賃の全額を支給する。ただし、申請者が移動の当日に有効な定期乗車券で、移動区間の一部又は全部と重複するものを所持していたとき、本会の備える公共性を損なわない限りにおいて、学生理事会が合理的な支給額を計算する。
- ② 窓口業務に伴う交通費の支給にかかる申請は、領収書、使用済み乗車券又は入出場記録の提出をもって行う。

(一般業務に伴う交通費の支給範囲)

#### 第五条

- ① 一般業務の遂行のために居住地と東京大学駒場キャンパスとの間を移動する場合、片道の乗車運賃が一〇〇〇円を超えない範囲で、乗車運賃の全額を支給する。ただし、申請者が移動の当日に有効な定期乗車券で、移動区間の一部又は全部と重複するものを所持していたとき、本会の備える公共性を損なわない限りにおいて、学生理事会が合理的な支給額を計算する。
- ② 一般業務に伴う交通費の支給にかかる申請は、領収書、使用済み乗車券又は入出場記録の提出をもって行う。

(学外への移動に伴う交通費の支給範囲)

#### 第五条

- ① 一般業務の遂行のために居住地又は東京大学駒場キャンパスと用務地との間を移動する場合、乗車運賃の全額を支給する。ただし、申請者が移動の当日に有効な定期乗車券で、移動区間の一部又は全部と重複するものを所持していたとき、本会の備える公共性を損なわない限りにおいて、学生理事会が合理的な支給額を計算する。
- ② 一般業務に伴う交通費の支給にかかる申請は、領収書、使用済み乗車券又は入出場記録の提出をもって行う。

(帰省中の理事及び総務に対する交通費の支給)

#### 第六条

- ① 本会の業務の遂行のために扶養者の居住地から東京大学駒場キャンパスへ移動する場合において、当該理事又は総務の不在によって本会の業務に重大な支障が生じる可能性が認められるとき、移動にかかる料金の全額を支給する。ただし、申請者は、業務が終了し次第、同一の区間で扶養者の居住地へ移動しなければならない。
- ② 前項に掲げる移動で支払う交通費の支給にかかる申請は、往復分の使用済み乗車券の提出をもって行う。

(通学定期券に対する購入補助)

#### 第七条

- ① 理事又は総務の月間の活動時間が八時間以上である場合、通学定期券の購入にかかる料金のうち、当該月分の半額を支給する。ただし、一円未満の端数は切り捨てる。
- ② 理事又は総務の前月の活動時間が八時間未満である場合、前項に定める支給額を基準として、前月の活動時間を八時間分で割った率を乗じた額を支給する。ただし、一円未満の端数は切り捨てる。
- ③ 前項に掲げる移動で支払う交通費の支給にかかる申請は、領収書の提出又は通学定期券の提示をもって行う。

### ■第三章 補則

(交通費の取り扱い)

#### 第八条

支給する交通費は、原則として、活動保障費として取り扱う。

(改廃)

#### 第九条

この規則は、文化部代表評議員会、運動部代表評議員会及びクラス代表評議員会の評議員会各会の議決をもってこれを改正し、又は廃止することができる。

付

2020年10月15日の評議員会において可決、その月から施行